

唐津市発注工事における現場代理人の取扱い

令和 7 年 3 月 1 7 日改正

唐津市が発注する建設工事に係る請負契約の的確な履行を確保するため、唐津市が発注する建設工事に設置される現場代理人について必要な事項を定める。

1 現場代理人の要件

- (1) 現場代理人は、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）で設置を義務付けるものではなく、契約に基づき設置されているもので、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更や契約の解除等を除く。）を処理するものとして工事現場に置かれる受注者の代理人のことをいう。
- (2) 現場代理人には、必要な資格要件はないが、受注者と直接的な雇用関係にある者でなければならない。

2 現場代理人の設置

- (1) 受注者は、唐津市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 1 0 条第 1 項第 1 号に規定する現場代理人を工事現場に設置しなければならない。
- (2) 現場代理人は、請負契約ごとに 1 名とする。ただし、近接工事の要件に該当し、発注者が複数の請負契約にかかる工事現場の兼任を認めた場合は、この限りではない。
- (3) 現場代理人は、発注者の承諾を得て交代することができる。
- (4) 現場代理人は、工事現場に常駐しなければならない。ただし、約款第 1 0 条第 3 項に規定する場合で、下記 3 に規定する期間及び 4 により兼任を認められたときを除く。この場合の常駐とは、工事現場稼働中は、常に現場又は現場事務所に滞在することをいう。

3 常駐を要しないこととすることができる期間

現場代理人の工事現場における常駐を要しないこととすることができる期間は、次のとおりとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始される

までの期間

(2) 約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

(3) 橋梁の建設、ポンプ施設の建設、水門の設置その他の工事について、工場その他の施設においてこれらの部品等の製造のみが行われている期間

(4) (1)から(3)に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

4 他の工事の現場代理人との兼任を認める要件

現場代理人の他の工事の現場代理人との兼任を認めるに当たっては、工種の限定は行わない。また、現場代理人は、発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとることができ、発注者又は監督員が求めた場合には、当該工事現場に速やかに向かう等の対応を行うことが求められる。

その他の要件は、次のとおりとする。

(1) 兼任できる工事は、3件まで（兼任する工事に災害復旧工事が含まれるときは、災害復旧工事3件を追加して6件まで。）とする。

(2) 兼任できる工事は、原則として唐津市（水道事業、下水道事業及びモーターボート競走事業を含む。）発注工事とする。ただし、佐賀県又は玄海町の工事において、佐賀県又は玄海町が現場代理人の兼任を認める場合は、佐賀県又は玄海町工事と唐津市工事を兼任することができるものとする。

(3) 兼任する工事は、すべて唐津市内又は玄海町内の工事とする。

(4) 兼任する工事の請負金額の合計（災害復旧工事3件を除く。）は、当初契約金額で9,000万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）未満とする。ただし、次の工事を含まないものであること。

ア 現場代理人が主任技術者を兼任する工事で主任技術者の専任を要するもの

イ 現場代理人が監理技術者を兼任する工事

(5) 上記によっても、建設業法第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではない。

5 他の工事の現場代理人との兼任の手続き

現場代理人が他の工事の現場代理人と兼任する場合には、契約時に提出する「現場代理人等通知書」と同時に、別紙「現場代理人兼任届出書」を兼任する全ての工事等の発注者に提出すること。

6 当該工事の主任（監理）技術者との兼任を認める要件

(1) 現場代理人は、当該工事の主任（監理）技術者を兼ねることができる。

この場合は、建設業法第26条に定める主任（監理）技術者の資格要件を満たさなければならない。

(2) 現場代理人が当該工事の主任（監理）技術者を兼任している場合において、現場代理人については、発注者の承諾を得て工事途中で交代することができるが、主任（監理）技術者の交代については、国土交通省が定める「監理技術者制度運用マニュアル」の『監理技術者等の途中交代』の要件によるものとする。

7 その他の注意事項

（受注者の責任）

(1) 受注者が、現場代理人を兼任させる場合は、受注者自らの責任により行うものとする。

（現場代理人の兼任に伴う諸経費調整）

(2) 現場代理人を兼任したことに伴う、諸経費調整は行わない。ただし、近接工事の場合は従来の取扱いどおり、諸経費調整を行うものとする。

（記載内容の虚偽）

(3) 提出された「現場代理人等通知書」又は「現場代理人兼任届出書」の記載内容に虚偽があった場合は、指名停止措置等を行う。

附 則

（令和5年3月20日通知）

この取扱いは、既に配置された同一現場代理人の工事案件を含み、令和5年4月1日以後に公告、指名通知又は見積依頼を行う工事に適用する。

この取扱いの適用日以後、唐津市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和について（令和3年9月8日付け唐財契第530号通知）は、廃止する。

（令和5年3月31日通知）

この取扱いは、既に配置された同一現場代理人の工事案件を含み、令和5年4月1日以後に公告、指名通知又は見積依頼を行う工事に適用する。

(令和5年11月28日通知)

この取扱いは、既に配置された同一現場代理人の工事案件を含み、令和6年1月1日以後令和8年3月31日までに公告、指名通知又は見積依頼を行う工事に適用する。

(令和7年3月17日通知)

この取扱いは、既に配置された同一現場代理人の工事案件を含み、令和7年4月1日以後令和8年3月31日までに公告、指名通知又は見積依頼を行う工事に適用する。